

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

4

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的な内容

セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。

具体的な支障事例

セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。

【制度改正の必要性】

経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにすること。また中小企業者等が複数の窓口へ申請事務を行う負担を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。

【具体的な支障事例】

融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。

認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになるとともに、保証審査を行う信用保証協会へのワンストップの申請が可能となり、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られる。

根拠法令等

中小企業信用保険法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、北本市、川崎市、厚木市、綾瀬市、福井市、春日井市、寝屋川市、出雲市、熊本市、宮崎市

○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の観点から言えば、支障事例に記載のとおりであると考え

ており、申請件数の多寡にかかわらず、ワンストップにすべきであると考えられる。

○当市においては、平成 21 年度の認定件数は 1,000 件を超え、従来の認定担当者のみでの対応が困難であった。現在では、認定件数は減少したものの中小企業者等の負担はあり、市町村への認定のための提出書類と信用保証協会への保証依頼時の提出書類に一部重複するものもあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考えられる。

○制度の性質上、申請者である中小企業者等から迅速な対応を求められるが、当市の認定事務（書類の精査及び市長印の押印）は事務 決裁規定に基づいて行われるため、最低2日を要する。また、現在は認定業種が少なく申請件数は年 20 件程度ではあるが、申請が多い年（平成 20 年度 544 件・平成 21 年度の 678 件等）があると、市町村の事務負担が膨大になり、他の業務にまで支障をきたすほか、経営の安定に支障を生じている中小企業者等への迅速な対応ができなくなってしまう。保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者も市町村も時間的・事務的負担を減らすことができる。

○市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けても融資を受けられない事案もあった。保証審査を行う信用保証協会がワンストップ受付をすることで、融資の可否も含めて迅速に判断することができるようになる。

○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている点も問題である。

○事業者又はその代理人が申請を行う際、「営んでいる業がセーフティネットの指定業種に該当するかどうか」や「どの様式で申請すればよいか」等の問い合わせが多く、申請件数は多くないものの事務の負担が生じている。また、認定書の有効期限を1か月としているが、「期限が切れたので再申請したい」という問い合わせも年に数回あり、認定書を取得してもその他手続に時間を要するためか、事業者の負担となっていると思われる。

○認定申請自体も委任状による金融機関職員からの申請が多いこともあり、信用保証協会で行うことでワンストップで行える利便性は高い。地震等の災害発生時などの緊急性を要する第2条5項4号の認定においても、現状では事業者は市町村での認定手続き後に保証協会へ審査申込となり、迅速な審査等手続きがされているとは言い難い。

○短期間でセーフティネット認定に至らなければならない、事務的負担が大きい。また、市を経由して保証協会に到達することにより、時間的デメリットが大きく、即日融資を求めている申込者の意向に沿えない。

○セーフティネット保証制度を特定中小企業者等が受ける際、市町村長等に特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を受けなければならない、現状として、特定中小企業者等にとって事務負担は大きい。保証審査を行う信用保証協会が申請を受け付けることで、経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになるとともに、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はある。

○本市での認定事務は年間5～6件であり事務負担の割合は少ないものの、中には時間的に余裕がない案件もあり至急で処理を行っているが、信用保証協会でのワンストップ対応であれば迅速な対応が可能と思われる。

○信用保証協会がワンストップで申請を受け付けることで企業の負担を軽減することが図れる。

○中小企業者にとって、特に自然災害の際融資はライフラインであるが、短期間に多数の4号認定申請が集中することとなり、現在の二窓口体制では迅速な融資実行に支障が出ている。6号認定（取引金融機関破綻）についても同様。

○提案団体と同様に、融資に至るまでの時間的（経済的）・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。また、認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。

各府省からの第1次回答

中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証及び15条に規定する危機関連保証（以下「セーフティネット保証」という。）は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度である。

セーフティネット保証を利用するためには、当該中小企業者が中小企業保険法第2条第5項に規定する「特定中小企業者」（経営安定関連保証の場合）又は同条第6項に規定する「特例中小企業者」（危機関連保証の場合）に該当することについて、市区町村長の認定を受けることとなっている。

このセーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由としては、大きく以下の二点が挙げられる。

① 市区町村は中小企業者にとって最も身近な公的機関であることから、有事の際の中小企業にとって、申請に際しての利便性が確保できること。この点、支障事例でも記載いただいているとおり、リーマンショックのような経済危機時や災害時には認定申請が急激に増加する傾向にある中で、信用保証協会は基本的に各県に一つし

かなく市区町村数と比較しても窓口数が圧倒的に少なく、有事の際に、的確かつ迅速に認定事務及び審査事務を行うためには、従来通り、市区町村等と信用保証協会が両事務を分担して実施することが適切である。

② セーフティネット保証については、有事の際の中小企業への資金繰り支援としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保険のてん補率引上げ等の措置が講じられているところ、保険契約の当事者である信用保証協会ではない公的な第三者が認定を行うことによって客観性を担保することが重要であること。

さらに、近年利用が急激に伸びているセーフティネット保証 4 号については、発動や期限の延長に当たり、自治体の要請に応じて柔軟かつ迅速に発動する仕組みとなっていること等に鑑み、自治体におかれては認定事務を通じて主体的に制度の運用に関与していただくことが重要である。

以上より、「セーフティネット保証にかかる特定・特例中小企業者の認定」については、今後も自治体からご協力をいただきたい。

その上で、可能な限り中小企業・小規模事業者の負担とならないよう、引き続き、市区町村等と信用保証協会が一層連携してご対応いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず①への見解だが、融資の受付及び審査は通常金融機関と保証協会の二者で行っているにも関わらず、セーフティネット保証の認定に市町村が関与することで全体の事務量としては絶対的に増加する。回答中では最も身近な公的機関として市町村を挙げ、市町村を窓口とすることで中小企業者にとって有事の際にセーフティネット保証申請の利便性が確保できるとしている。しかし現状、中小企業者は金融機関へ融資の申込を行い、保証協会への保証の申込は金融機関を通して行っており、加えて市町村の窓口でセーフティネット保証の申請の手続をしなければならない。この手続は有事の際のセーフティネット保証付の融資も変わらず、金融機関へ申込せずに市町村の窓口と信用保証協会だけで融資を実行することは不可能であるため、市町村が認定事務を行ったところで中小企業者の利便性は全く確保されていない。

次に②への見解だが、セーフティネット保証認定の内容が単純な数値や業種等であって市町村に裁量・判断の余地はなく、認定事務を行う者によって可否が変わらないという性質を踏まえると、単にその認定について第三者の担保を得るためだけに申請者に余計な負担を課すことは適当ではない。また、自治体からの協力を得たいとのことであるが、現行制度において金融機関や保証協会から融資の結果等に関する情報共有等さえも行われておらず、市町村に対して単純かつ片務的に認定事務の負担が強いられているだけであり、到底主体的に関与しているとは言い難い。

以上の理由から①、②は市町村が当該事務を行うべきという理由とはなりえず、当市は保証協会がワンストップで保証に係る審査をすべきであると思料する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【春日井市】

セーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由として挙げられた二点について、まず、一点目において、市区町村は身近な公的機関ではあるものの、ここでいう有事の際、中小企業が必要とする支援は融資支援である。融資支援を行うのはあくまでも、金融機関およびその融資の保証に入る保証協会である。そのため、中小企業にとって、申請に際しての利便性確保を重視するのであれば、市区町村の介入は不要と考えられる。また、経済危機時や災害時に認定申請が急激に増加する場合においても、セーフティネットの認定事務及び審査事務は保証協会が通常の融資の与信判断で行う財務分析や調査の範疇に収まるものであるため保証協会の業務への影響はあるものの、中小企業の利便性向上により得られるメリットの方が大きいと考えられる。

二点目について、公的な第三者の視点での認定が必要とのことであるが、セーフティネット認定は一定の条件に売上げ等が合致しているかどうかを定型的に判断し認定するものであるため保険契約の当事者である信用保証協会が行ったとしてもその公平性に支障は無いと考えられる。さらに、セーフティネット保証 4 号についても、発動や期限延長は自治体の要請に基づいたものであるが、災害時こそ迅速な対応が必要であり、市区町村への申請を経てからの融資申し込みは中小企業への時間的負担の増加となる。

以上のことを踏まえ、今一度、制度改正について一考していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

慎重に検討されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

ご指摘のとおり、本保証に係る利便性の確保は非常に重要である一方で、本制度は有事の際の中小企業への資金繰り支援としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保険のてん補率引上げ等の措置が講じられているところ、保険契約の当事者である信用保証協会ではない公的な第三者が認定を行うことによって客観性を担保することが重要であることから、ご提案を受け入れることは困難。

また、各市町村における認定にあたっては、事業者の状況は多種多様であり、売上高等が基準に合致するか判断する場合においても、どのエビデンスをどのように用いるか等、市町村の裁量をもって判断するケースが多いと考えていることから、公的な第三者が認定を行うことが重要であると考えている。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【経済産業省】

(3) 中小企業信用保険法(昭25法264)

セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止

提案団体

京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

具体的な支障事例

高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤機構(以下、「機構」という。)への違約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。

【制度改正の必要性】

違約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。

【具体的な支障事例】

不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要な事務の義務付けの廃止により、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減が図られる。

根拠法令等

中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成 29 年5月(独法)中小企業基盤整備機構高度化事業部)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石岡市、富山県

○違約金支払い手続きが簡素化されるので、本県としても賛同する。

各府省からの第1次回答

高度化資金貸付金の違約金支払手続きについて、中小企業基盤整備機構が都道府県に対し違約金の請求書を発行するに際しては、支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払金額を確定する必要がある。

そのため、中小企業基盤整備機構では請求書を発行する前に、都道府県に対し支払期日及び支払金額の事前連絡を求めている。

この事前連絡は、都道府県の担当者からのメールやFAX等によく、「中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き」においてもその旨明記されている。

このように、都道府県からの事前連絡は、中小企業基盤整備機構が請求書を発行するために必要なものであり、また、公文書等の正式な書面である必要はなく、担当者からのメールやFAX等でよいこととしており、都道府県にとって大きな事務負担になるものではないと考えている。

なお、都道府県からの事前連絡は、公文書等の正式な書面である必要はなく担当者からのメールやFAX等でのよいことを、中小企業基盤整備機構から改めて周知することとしたいが、その上でなお、この事前連絡が都道府県にとって大きな事務負担となっているのであれば、具体的にどのような事務負担が発生しているのかを把握した上で対応を検討する用意があるので、都道府県から中小企業基盤整備機構に相談をしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中小企業基盤整備機構から都道府県に対する違約金の請求については、機構に対する約定元金の償還をもって延滞元金及び計算期間は自ずと定まるものであるから、「支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払金額を確定する必要がある」との指摘は当たらない。

そもそも、違約金については、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第42条により、「請求することができるものとする。」と定められていることから、中小機構において違約金請求が必要と判断するのであれば、都道府県の依頼がなくとも、同機構から請求できるものと考えており、事務量の大小の議論ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

高度化資金貸付金の違約金の支払いに関しては、都道府県の会計手続の都合によって都道府県ごとに支払期日が異なり、また、貸付先の財政事情によっては違約金の減免等を行うことがある。このため、中小企業基盤整備機構では、都道府県に対し違約金の請求書を発行するに際して、都道府県との間で支払期日及び支払金額に齟齬を来さないよう、都道府県から事前連絡を受けている。

なお、中小企業基盤整備機構では、提案団体の意見も聞いて事務手続の簡素化を検討することとしているので、提案団体と中小企業基盤整備機構との間でよく相談していただきたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

—

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

—

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。

○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えます。

○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

各府省からの第1次回答

【警察庁】

警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。

なお、各法令において暴力団排除条項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管省庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除条項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管省庁である中小企業庁において暴力団排除条項の要否が検討されるべきである。

【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから寄せられていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。

また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条項を追加すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。

引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ること」を成すにあたり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じ

る必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）記載内容

6【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭 24 法 181)

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。

具体的な支障事例

PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。
しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。
具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。
電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。
高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。
上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。
なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB 廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。

根拠法令等

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横

浜市、富山県、福井県、山梨県、京都市、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎市

○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必須となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考えられる。

○PCB 汚染物のうち塗膜くずに関しては、PCB 含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCB に汚染されていないこと」が PCB 非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度 PCB のどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗膜に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき塗料の年代や使用構造物、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜くずと同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度 PCB のどちらかで処分せざるをえない。PCB 汚染物においては高濃度 PCB が検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう早急にガイドライン等を出していただきたい。

○提案団体と同様の支障が生じている。特に、橋梁等の塗膜やシーリング材(可塑剤)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材が PCB 汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB 処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項:いわゆる出口基準)を、PCB 汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB 塗膜を剥離した後の鋼材が PCB 汚染物に該当するかどうか判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているので、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。

○平成 28 年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの。)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。

○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む橋梁の塗膜くずの扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。

○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と読めることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。

(2)電気機器以外の PCB 汚染物には、PCB 廃棄物の基準は、「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。

(3)橋梁塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗膜の除去を進めるうえで支障となっている。

一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から塗膜についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜くずは、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜くずについて、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記の PCB 該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB 汚染物に係る基準値の設定及び低濃度 PCB 含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。

○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・不含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検

出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ具体的な数値については決まっておらず、どこまでの分析を求めるかについては各自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度 PCB 汚染物に係る適正な指導ができない。

各府省からの第 1 次回答

- 低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品については、ストックホルム条約の遵守に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 14 条の規定に基づき、保管事業者は、平成 39 年 3 月 31 日までに保管事業者自らによって処分され、又は処分業者への処分委託が行われることが義務付けられております。
- また、低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品については、平成 28 年 7 月 26 日に閣議決定されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画において、「PCB 汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握することとし、そのための方策について検討する。」とされております。
- さらに、同基本計画において、PCB 汚染の有無の確認作業を終了すること、掘り起こし調査が完了すること等が定められています。
- このため、環境省としましては、まずは PCB 汚染の実態把握を十分に行った上で、低濃度 PCB 使用製品の廃棄又は PCB の除去を進めることとしており、そのための方策や低濃度 PCB 廃棄物の正確な全体像を把握するための方策について検討し、また、低濃度 PCB 廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めることとしております。
- 上記に加え、PCB 特措法改正法附則第 5 条において、法施行後の 5 年以内に、検討を加え、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。これを受けて、環境省では、平成 29 年度に低濃度 PCB 廃棄物について自治体・有識者・関係団体を加えた検討会を開催し、議論を開始したところです。
- 今後については、御提案の内容を含め、こうした検討会の中でこれらの検討を進めてまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

PCB 特措法第 14 条は、低濃度 PCB 廃棄物の処分を規定しており、低濃度 PCB 使用製品については対象外であると認識している。

PCB 廃棄物処理基本計画第 3 章第 2 節における「低濃度 PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の実態把握」を進めているとのことだが、実際の処理は現在も進行している。実情として、各自治体によって対応が異なるといった支障事例が発生している。今後、処理の基準や方法の検討に時間が掛かり、対応方法の確定が遅れば、排出事業者に対して、早期処理を指導するうえで支障となる。

また、現在使用中の微量 PCB 汚染疑いの電気機器については、分析の義務がないため、所有者にとっては分析せずに転売するといった事例も見受けられ、これに対する指導は何もできない状態である。

さらに、使用中の塗膜、シーリング材については、掘り起こし調査方法すら示されておらず、現存する建造物すべてを調査することは、時間的に非常に困難であると考えられる。なお、塗膜、シーリング材については、高濃度のものであるとの見解が示されているが、法改正 5 年後(平成 33 年 8 月)の決定では、北九州事業所エリアでの処理期限が平成 33 年 3 月 31 日であるため、処理期限に間に合わなくなる。

以上から、少なくとも電気機器以外の低濃度 PCB 廃棄物の入口基準を早急に確定してもらいたい。また、今後の具体的な検討過程のスケジュール等を示してもらいたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

早急に明確な基準を設けていただきたい。

【横浜市】

低濃度 PCB 廃棄物の処分及び低濃度 PCB 使用製品の処分については、国において PCB を含有する塗膜を使用した可能性のある橋梁等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の事務連絡が平成 30 年 3 月 20 日付発出(※)されたことによって、多くの鋼製橋梁等を所有する自治体は、その対応を迫られている。

環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね了承できるが、現に地方自治体において PCB を含有する塗膜についての対応を迫られている実態を理解していただき、検討会における具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的なスケジュール等を明確にしていきたい。

(※)平成 30 年 3 月 20 日付 国官総第 283 号、国総環第 116 号及び国総事第 70 号「ポリ塩化ビフェニルを

有する塗膜の処分期間内の処理について」

【鳥取県】

○低濃度PCB廃棄物の入口基準未設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議題となっており、平成16年4月1日までに環境省令で判定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の論点として「PCB廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。」との記述があるが結論が示されていない。

従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期限が平成39年3月と迫る中、入口基準が曖昧な状況であるため、適切な指導も十分な掘り起こし調査も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。

この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、可及的速やかな入口基準設定が求められるが、なぜ、入口基準の設定が遅れているのかの理由の具体的説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、環境省としましては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行うことが必要であると考えています。汚染機器の全体の実態把握については、汚染機器の数量把握、封じ切り機器の採油方法等の多数の課題があると認識しております。

このため、保管事業者・所有事業者の状況の把握をさらに進めるとともに、低濃度PCB廃棄物の処理推進のための課題についての政策的な議論も含めて、継続的な検討を行ってまいります。

また、塗膜については、調査方法の検討を行うとともに、自治体に対し、環境省及び各施設の所管官庁と連携して調査に必要な情報の提供等を行うこととしています。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

6【経済産業省】

(6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

106

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。

具体的な支障事例

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。

【制度改正の必要性】

電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすること。

【具体的な支障事例】

都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりもいち早く覚知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業者法の関連性を鑑みても、非合理的である。

【懸念の解消策】

危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置について、より迅速かつ確実な実施が図られる。

根拠法令等

電気工事業者の業務の適正化に関する法律第 27 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者（みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。）に対する危険等防止命令を、都道府県へも権限付与することについて、国所管の電気工事業者は約 1800 者あり、その中には 100 以上の営業所を全国の都道府県に設置しているケースもあることから、ある特定の営業所での法令違反事案について、その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的である。

また、現行制度において、国所管の電気工事業者に法令違反の疑いがあった場合、各地域を所管する産業保安監督部が法 27 条の危険等防止命令及び同法 29 条の報告及び検査を行う体制になっており、国は法令違反の程度を総合的に判断し、場合によっては法 28 条に基づく登録の取消し等を行うこととなっている。このように法 27 条の危険等防止命令は法 28 条の登録取消し等にも関係しており、仮に都道府県に危険等防止命令の権限が付与され、都道府県がそれぞれ命令を発するようになれば、国として総合的な判断が困難となりかねず、当該電気工事業者に対する一元的かつ広域的、効果的な指導ができないため、現行どおりの役割分担が適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的」とする点について、本提案は、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、経済産業大臣と、区域内で電気工事が行われる都道府県知事とが並行して危険等防止命令を出せるようにすることを求めているのであり、現行制度による国の監督・指導を妨げるものではない。

また、登録取消し等を含めた権限の移譲を求めているものではないが、都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して危険等防止命令を行った場合に、その旨を経済産業大臣へ報告することにより、むしろ国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するものとする。

全国に多数の営業所を設置する電気工事業者であっても、当該事業者による電気工事は一の都道府県の区域内で行われるものがほとんどであること、また、電気工事は波及事故による近隣住民への二次被害が生じ得るものであること等を踏まえると、危険等防止命令に関しては、対象となる事象をいち早く覚知した主体が地域への影響も勘案して迅速かつ確実に行われるべきである。

法の目的が、電気工作物による危険及び障害の発生を防止し、もって保安の確保に資するものであることに照らせば、具体的な支障が想定される以上、直近で事例があるか否かに関わらず、本提案について再検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 電気工事業者所管省として、次の情報を把握されたい。

(1) 国及び都道府県における電気工事業者法第 27 条～第 29 条に基づく監督処分及び監督処分には至らなかったが行政指導を行った件数

(2) 国及び都道府県の登録等を受けた電気工事業者による電気工事に起因する波及事故の件数

(3) 国及び都道府県における建設業法第 28 条に基づき電気工事に関して建設業者に対して行われた監督処

分の件数

○ 監督処分に関し、工事規模が大きく、建設業法に基づき大臣から許可を受けた業者に対して都道府県知事の並行権限が認められている一方、工事規模が比較的小さく、電気工事業法に基づき大臣の登録等を受けた業者に対しては都道府県知事の並行権限が認められていない。工事規模の大小により、監督処分の権限に差異があることについてどのように考えられるか。特に、工事規模の小さな電気工事業者には、比較的経営規模や体力が低いものが多いと思われる。

○ 都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して危険等防止命令を行った場合には、その旨を経済産業大臣へ報告することで、国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するのではないか。

○ 全都道府県に対し、電気工事業法の運用実態及び危険等防止命令に係る並行権限付与の必要性について調査を実施し、必要な措置を検討されてはどうか。

各府省からの第2次回答

(1) 国については調査期間を限定(例えば過去5年)して件数調査を行う事は可能。

(2) 電気関係報告規則第3条に基づき当省に報告されている自家用電気工作物で発生した波及事故のうち、電気工事業者による電気工事に起因すると推察される事故は、平成27年度1件(289件中)、平成28年度2件(189件中)である。

また一般用電気工作物(一般家庭や商店等小規模電気設備)における事故については、報告義務を定めていないため、当省では把握できない。

(3) 当省では当該法令を所管していないため、監督処分の件数については把握していない。

○ 電気工事業法は工事規模に関係なく電気工事業を営む者全てに登録等を義務付けている。登録等を行う先は、一の都道府県内で電気工事業を営む場合は各都道府県、二以上の都道府県内で電気工事業を営む場合は経済産業大臣になっているところ。

建設業法については政令で定める「軽微な建設工事※」を除き、建設業を営む場合は許可を受けることが義務付けられており、その許可に当たっては、一の都道府県内で建設業を営む場合は各都道府県、二以上の都道府県内で建設業を営む場合は国土交通大臣が行うこととなっているところ。

建設業法においても、平成5年以前は、管轄を超えた危険物等防止命令は都道府県に並行権限として与えられていなかったが、平成5年のゼネコン汚職事件を契機に、建設業の許可の取消の実行性を担保し、監督機能を強化する観点から措置されたものと承知している。

よって、両法とも管轄についての考え方に差異はなく、都道府県知事の権限も工事規模の大小によって左右されるものではない。建設業法においては、平成5年ゼネコン汚職事件の特殊事情があったことから、監督機能の強化が行われているが、電気工事業法では、現時点でそのような特殊事情は、認識しておらず、監督機能の強化は、過剰な規制になる可能性がある。

※「軽微な建設工事」

① 建築一式工事において1500万円に満たない工事

② " 延べ面積150㎡に満たない木造住宅工事

③ 建築一式工事以外において500万円に満たない工事

○ 現在、都道府県と当省の地方組織である産業保安監督部は、日頃から連携しており、例えば都道府県から要請があれば、産業保安監督部が登録電気工事業者等に検査等を行うこととなっているため、国による広域的かつ効果的な監督・指導の体制は、一定程度構築されている。

今回の要望は、法目的である保安の確保に一層資するものと理解しているが、規制強化に繋がるものであるため、各都道府県の意向や立法の前提となる事実の有無について、地方分権改革推進室の協力も得つつ、各都道府県に対し調査を実施し、その結果も踏まえて、対応を検討してまいりたい。

○ 各都道府県に並行権限を付与することの是非については、各都道府県の意向及び立法の前提となる事実の有無について、地方分権改革推進室の協力も得つつ、各都道府県に対し調査を実施し、その結果を踏まえて、対応を検討してまいりたい。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(3) 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96)

経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連

携強化の在り方を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。

具体的な支障事例

容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。

【具体的な支障事例】

選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。

また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。

【制度改正による懸念点】

市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、軽井沢町、名古屋市、豊田市、稲沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市

○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、（公社）日本容器包装リサイクル協会による品質検査（異物混入の有無など）があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別等の中間処理を民間事業者に委託しており、その負担は非常に大きい。（平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合

引取り中止になる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別に一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。

○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成 29 年 11 月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成 29 年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。

○本市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第 2 条第 6 項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。

各府省からの第 1 次回答

市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境省の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約 2,500 億円に上るとの推計結果が得られています。

平成 28 年 5 月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。

平成 29 年度には、全国 7 都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入した場合、搬入物の質が従来と異なることによる設備配置の工夫は必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。

この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

平成 30 年 8 月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の在り方について、環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会における議論が開始されたところです。

本小委の議論を踏まえ、パブリックコメントをした上で、平成 31 年 6 月までにプラスチック資源循環戦略を策定する予定です。

本戦略の策定結果を踏まえ、必要な検討を行う予定です。

6【経済産業省】

(5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法 112)

市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成 28 年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

298

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲

提案団体

広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

【支障事例】

経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けられることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。

【制度改正の必要性】

現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。

【新たな情勢変化】

国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しが検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」こととされている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【権限移譲による効果】

複数の都道府県で、商工会等が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを実施しており、財源措置と合わせた移譲により地域の実情に精通した都道府県が認定することで、適切なPDCA管理が可能になる。

なお、経営発達支援事業の実施に伴い、現行の認定計画に対する伴走型補助金の財源と、商工会・商工会議所の人員増に対応するための人件費に対し、十分な財源措置が必要。

【懸念と対応策】

計画認定の状況が異なることにより権限移譲を希望しない都道府県がある場合には、手挙げ方式の採用により、希望する都道府県へ順次、権限移譲を行っていく方法も考えられる。

根拠法令等

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条
同法施行令第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富山県、大分県

○本県でも提案団体と同様、経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受ける事例があり、着実な計画実施に大きな支障をきたすおそれが生じている。
○地域を支える小規模事業者の活性化に向けては、県・市町村と商工会・商工会議所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法を見直し、小規模事業者やその活動を後押しする商工団体支援に当たって県と市町村の役割を明確化し、併せて、この見直しを踏まえた伴走型補助金の十分な予算確保を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充することになれば、法改正の意味があるため、左記の意見に賛同する。

各府省からの第1次回答

○小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画については、これまでに、全国の商工会又は商工会議所の約7割(1,573単会)の認定を国が行ってきたが、都道府県の関与にバラつきもみられることから、権限委譲した場合、全ての都道府県において、積極的に経営発達支援事業の普及及びPDCAサイクルの確立が行われるのか懸念が払しょくされない。
○一方、商工会又は商工会議所においては、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない自治体も散見されており、計画認定に係る都道府県の関与を明確化させ、人件費に反映させる必要性が生じているのも事実。
○伴走型補助金は認定計画の実行性担保のために一体的な執行を進めるため、国費において事業費をまかなっているところであるが、人件費と連動させるための工夫も必要であると認識しているところ。
○こうした課題も踏まえつつ、現在、市町村や都道府県との協力体制確立に向け、中政審・小規模企業基本政策小委員会で議論を開始したところ。本委員会は5月から11月にかけて審議し、11月には、自治体との連携をより深めた形での小規模企業政策を論点整理として取りまとめる予定である。国と都道府県の役割分担、認定権限の委譲が良いかどうかも含めて、こうした議論の中で、慎重に検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○経営発達支援計画の認定について、都道府県の関与にバラつきがある点については、伴走型補助金の財源（事業費・人件費）を確実に確保することを前提に、手あげ方式による試行的実施も考えられる。
○中政審・小規模企業基本政策小委員会で、人件費と連動した事業実施について、本提案を含めご検討いただきたい。
○なお、商工会又は商工会議所において、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない点については、次々と商工会等に課せられる新たな課題、事業に対して国庫補助又は特別交付金等の支援も別途併せてご配慮願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省は都道府県の関与にばらつきがみられるため権限移譲に懸念があるとの見解を示しているが、都道府県が適切に関与を行うために権限移譲を求めるものである。

小規模事業支援事業は直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されていることから、商工会・商工会議所の経営発達支援計画の認定について都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに、事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。

また、全国一律の移譲が困難である場合には手挙げ方式の活用も検討すること。

なお、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。

各府省からの第2次回答

○経営発達支援計画の認定権限移譲について、伴走型補助金の財源(事業費・人件費)確保を前提とした「手あげ方式」の試行的実施をご提案いただいているところだが、現行、伴走型補助金は、事業費のみを対象としており、人件費は含まれていない。事業費と人件費をどのように連動させていくのかについては課題であると認識している。併せて、「手あげ方式」を採用する場合には、事業費と人件費との連動性を含めた認定計画の実効性を担保する仕組みづくりが必要であると考えている。

○現在、市町村や都道府県との協力体制確立に向け、中小企業政策審議会・小規模企業基本政策小委員会で議論しているところであり、本年中に、自治体との連携をより深める形での小規模企業政策について論点整理したうえで、取りまとめる予定である。そうした中で、「手あげ方式」の実効性等について全国知事会等と意見交換のうえ、慎重に検討しながら、同審議会の取りまとめ結果に反映させるなど、必要な措置を講じていく。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

4【経済産業省】

(4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)

経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

312

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的な内容

容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。

具体的な支障事例

容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。

【具体的な支障事例】

選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。

また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。

【制度改正による懸念点】

市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、相模原市、軽井沢町、豊田市、稲沢市、大阪市、兵庫県、北九州市

○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を

踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。
○当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。

各府省からの第1次回答

市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境省の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約2,500億円に上るとの推計結果が得られています。
平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、市町村や特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。
平成29年度には、全国7都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入した場合、搬入物の質が従来と異なることによる設備配置の工夫は必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。
この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたい。合わせて、「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

平成30年8月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の在り方について、環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会における議論が開始されたところです。
本小委の議論を踏まえ、パブリックコメントをした上で、平成31年6月までにプラスチック資源循環戦略を策定する予定です。
本戦略の策定結果を踏まえ、必要な検討を行う予定です。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】
(5)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)
市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(關係府省:環境省)